

東京大学工学・情報理工学図書館規則

平成18年 3月 9日 制定

平成18年 6月15日 改正

平成19年 4月12日 改正

平成25年 3月21日 改正

(目的)

第1条 この規則は、東京大学附属図書館基本規則（以下「基本規則」という。）第9条の規則に基づき東京大学工学・情報理工学図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 図書館は、東京大学工学系研究科及び情報理工学系研究科(以下「研究科」という。)における研究及び教育に資するため、図書・雑誌及びその他の資料（以下「図書館資料」という。）を収集・保存しその有効な利用を図るとともに、これらに必要な施設及び設備を維持し、管理・運営することを任務とする。

2 図書館は、基本規則第10条に定める部局図書館の行うべき総合的運用の事務を担当する。

(図書館構成)

第3条 図書館の構成については、第6条に規定する図書館運営委員会が別に定める。

(組織)

第4条 図書館に東京大学工学・情報理工学図書館長(以下「図書館長」という。)1名及び工学・情報理工学図書館副館長(以下「副図書館長」という。)1名を置く。

2 図書館長及び副図書館長は工学系研究科長・情報理工学系研究科長が合議の上、指名する。

3 図書館長及び副図書館長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

4 図書館長は図書館の管理及び運営を総括する。

(事務)

第5条 図書館の事務は、情報図書課が処理する。

(東京大学工学・情報理工学図書館運営委員会)

第6条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(図書館資料)

第7条 第2条に定める任務を達成するため、図書館に、図書・雑誌、視聴覚資料、その

他必要な図書館資料を備える。

(利用)

第8条 図書館の開館日、利用方法等については、別に利用規則で定める。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、委員会の議を経て、工学系研究科専攻長会議及び情報理工学系研究科代議員会で行う。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営及び利用に関し必要な規則は委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成18年6月15日から施行し、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成25年4月1日から施行する。